

第28章. 紛争解決

本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の手続について規定している。

具体的には、協議規定を設けるとともに、協議による解決が得られない場合には、締約国の要請に基づき紛争ごとに設置されるTPP協定上のパネルにより、最終的な解決を得るための手続を規定している。